

平成29年第2回江差町議会定例会資料

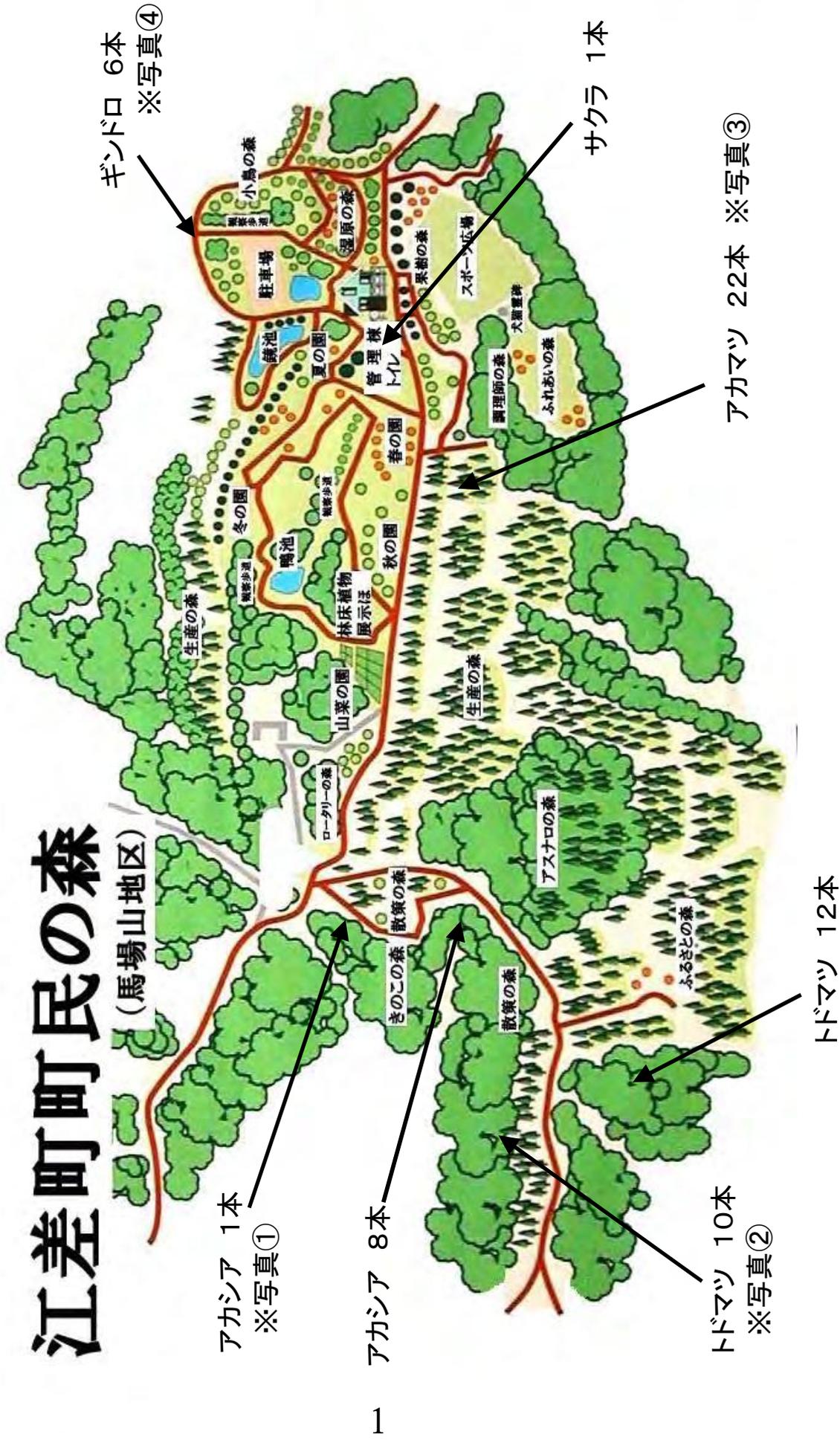
資料1：町民の森風倒木被害状況【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差・上ノ国下水道管理センター曝気装置インバータ取替工事の概要【承認第2号及び承認第4号関係】	…P 3
資料3：江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P 4
資料4：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 6
資料5：過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正の概要等【議案第3号関係】	…P 8
資料6：繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 10
資料7：南が丘ふれあいセンター外塀改修の概要【議案第5号関係】	…P 12
資料8：町営レストラン空調設備修繕の概要【議案第5号関係】	…P 13
資料9：かもめ島まつり花火大会実行委員会補助金の概要【議案第5号関係】	…P 14
資料10：日本遺産地域活性化推進事業の概要【議案第5号関係】	…P 15
資料11：追分会館・山車会館低圧受電切替及び冷暖房機器整備等の概要【議案第5号関係】	…P 16
資料12：地方創生拠点整備交付金事業の概要【議案第5号関係】	…P 17
資料13：平成29年度芸術文化振興基金（民族文化財の保存活用活動）の概要【議案第5号関係】	…P 20
資料14：江差町パークゴルフ場管理棟雨漏り修繕工事の概要【議案第5号関係】	…P 21
資料15：朝日町民体育館雨漏り修繕工事の概要【議案第5号関係】	…P 22
資料16：檜山管内公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第6号関係】	…P 23
資料17：檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第7号関係】	…P 24
資料18：平成28年度国・道への要望等状況一覧(平成29年3月1日～平成29年3月31日)	…P 25

町民の森 風倒木 被害状況

事業費 1,502千円

江差町町民の森

(馬場山地区)



写真①



写真②



写真③



写真④



江差・上ノ国下水道管理センター曝気装置インバータ取替工事の概要

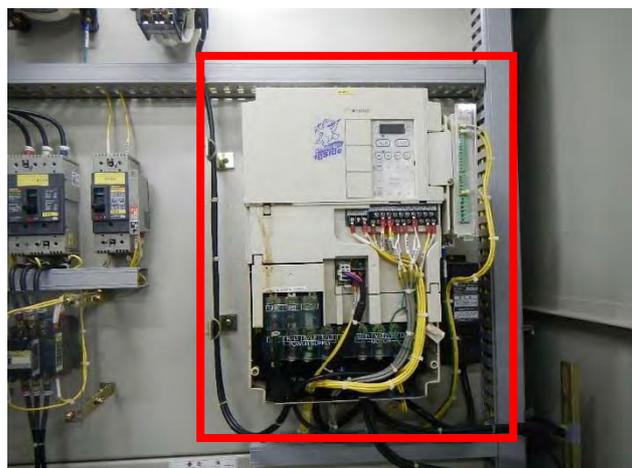
取替工事内容

曝気装置インバータ 2台取替

事業費 3,024 千円

〔 財源内訳 一般会計繰入 1,737 千円 〕

〔 上ノ国町負担 1,287 千円 〕



曝気装置インバータ外見、内部状況写真

経 過

5月23日に江差・上ノ国下水道管理センターNo.1 - 2 曝気装置が異常停止したため、原因調査を実施し、5月25日に本体内部の主回路コンデンサの破裂が原因と判明。

曝気装置インバータの役割

曝気装置とは、下水を処理するにあたり、「微生物」（活性汚泥）に酸素を供給、水流確保をさせる役割を担っております。

インバータは酸素供給と水流循環の回転数制御し、酸素供給量の調整や、また、電力量の低減に不可欠な制御機器となります。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童</p> <p>_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとして、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとして、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親</p>

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する<u>養育里親</u>である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組</u>里親として当該児童を委託するこ とができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する<u>養育里親</u>である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u>であつて<u>養子縁組</u>によつて<u>養親</u>となることを希望している者として当該児童を委託するこ とができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>_____</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情)</p>

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p> <p>_____</p> <p>_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p> <p>_____</p> <p>_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正の概要

改正項目等	改正概要
<p>○ 第2条 (課税免除の対象等)</p>	<p>1 課税免除の対象業種の廃止及び追加 過疎地域自立促進特別措置法の改正により、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種の拡充が行われたことから、課税免除の対象となる業種について『情報通信技術利用事業』を廃止し、新たに『農林水産物等販売業』を追加するもの。</p>

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税免除の対象等)</p> <p>第2条 町内において、製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「工業生産等設備」という。）を新設し、又は増設した者（町内において事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で町長が認めるものに限る。）について、その事業に係る工業生産等設備であつて租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号、又は同法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成12年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「適用資産」という。）に対して課する固定資産税（当該適用資産を取得した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3箇年度におけるものに限る。）を免除するものとする。</p>	<p>(課税免除の対象等)</p> <p>第2条 町内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「工業生産等設備」という。）を新設し、又は増設した者（町内において事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で町長が認めるものに限る。）について、その事業に係る工業生産等設備であつて租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号、又は同法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成12年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「適用資産」という。）に対して課する固定資産税（当該適用資産を取得した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3箇年度におけるものに限る。）を免除するものとする。</p>

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第5条関係） 【別記1 参照】	別表（第5条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで 6,300円 3人まで 8,400円 4人まで 10,500円	___利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について2,100円を加算する。

改正前

施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで 6,300円 3人まで 8,400円 4人まで 10,500円	1_ 利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について2,100円を加算する。 2_ 宿泊をしないで、日中のみ利用する場合は使用料は2分の1とする。 ただし、前号の規定は適用しない。

南が丘ふれあいセンター外塀改修の概要

(事業費：394千円)

江差町南が丘ふれあいセンター条例（平成7年条例第20条）に規定する施設
所在地：江差町字南が丘7番地297

【事業概要】

当該施設東側の町道に沿って設置されている外塀（裏口階段側の木製塀含む）について、4月18日から19日の強風により破損及び一部倒壊が生じたため改修するもの。

また、当該外塀に面している町道は、小・中学校の通学路にも指定されており今後、倒壊のおそれもあることから、早急に改修するもの。

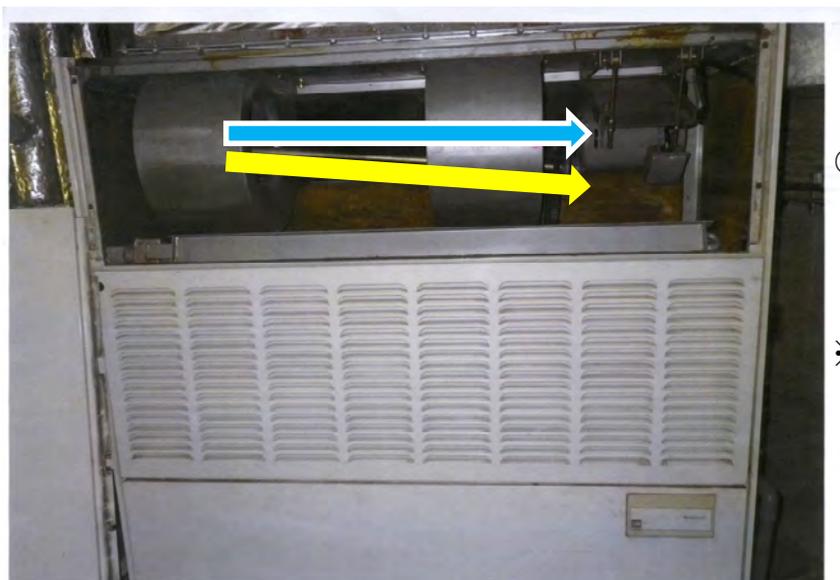


町営レストラン空調設備修繕の概要

- 1 事業費 265千円
- 2 工事箇所 下図 赤枠内
- 3 工事概要 部品製作及び取換え



○施行箇所（現状）
赤枠内経年劣化による破損



○施行箇所（現状）
上記箇所破損により
モーター軸がズレている

※青線：本来軸
黄線：現状

かもめ島まつり花火大会実行委員会補助金の概要

実行委員会構成団体名簿

団体名
1 江差観光コンベンション協会
2 江差商工会
3 江差建設協会
4 北洋銀行江差支店
5 道南うみ街信用金庫
6 法華寺通り商店街協同組合
7 山ノ上商盛会
8 ひやま漁業協同組合青年部
9 江差商工会青年部
10 江差地域活性化協力隊
11 ひやま漁業協同組合江差支所
12 歴まち商店街協同組合
13 中央通り商店街協同組合
14 ハートランドフェリー(株)江差支店
15 あすなる学園
16 北海道電力(株)江差営業所
17 八大龍王神八江聖団本宮
18 江差旅館組合

収支予算見込み

(単位:千円)

収入	項目	予算額	備考
	協賛金	1,500	
	江差町補助金	2,000	
	合計	3,500	
支出	項目	予算額	内容
	煙火経費	2,700	打上料金
	設備費	200	音響
	警備費	357	警備会社委託 警備用資材一式
	広告費	30	チラシ折込手数料
	運営費	78	申請手数料 保険料 消耗品
	事務費	10	振込手数料
	予備費	125	
	合計	3,500	

日本遺産地域活性化推進事業の概要

1. 平成29年度『日本遺産魅力発信推進事業』要望状況

[単位：千円]

区分	事業メニュー	事業の概要	事業費
1. 情報発信 ・人材育成	(1) 江差町日本遺産PR事業	・新幹線車内誌での広告掲載	14,082
		・ポスター製作、新幹線駅等での掲示	
		・イベントブースでのPR（制作委託）	
	(2) 映像制作・番組放送	・BSテレビ番組放送 ・ダイジェスト版製作（多言語版含む）	
	(3) 雑誌掲載・パンフ作成		
2. 普及啓発	(1) 記念シンポジウム開催	江差、札幌開催	30,275
	(2) 「ニシンのぼり」等制作	・ニシンのぼり（大型） 10本 ・PRのぼり製作 50本 他	
	(3) VRを活用した 体験コンテンツ制作	・AR、VRプラットフォーム、 コンテンツ制作	
	(4) 「家印づくり」など 体験プログラム整備	・家印製作プログラム開発	
3. 調査研究	(1) FIT型インバウンド誘致		2,882
	(2) 台湾観光客の誘客		
4. 公開活用のための整備	紹介拠点施設の整備	・旧郡役所の整備	600
5. 事務費	旅費、消耗品費		3,133
合 計			50,972

2. 第2回定例会補正予算要求

[単位：千円]

内 訳	説 明	金 額
協議会への負担金	協議会として実施する事業のうち、国庫補助金対象外経費分として	257
庁 費	日本遺産連盟負担金 補助対象前事務経費 他	834
協議会への貸付金		20,000
要求額計		21,091

3. 貸付金に関して

○協議会に対する国からの補助金概算払い時期は未定（平成28年度実績で2月）

○補助事業の実施は6月30日からで、運転資金が必要

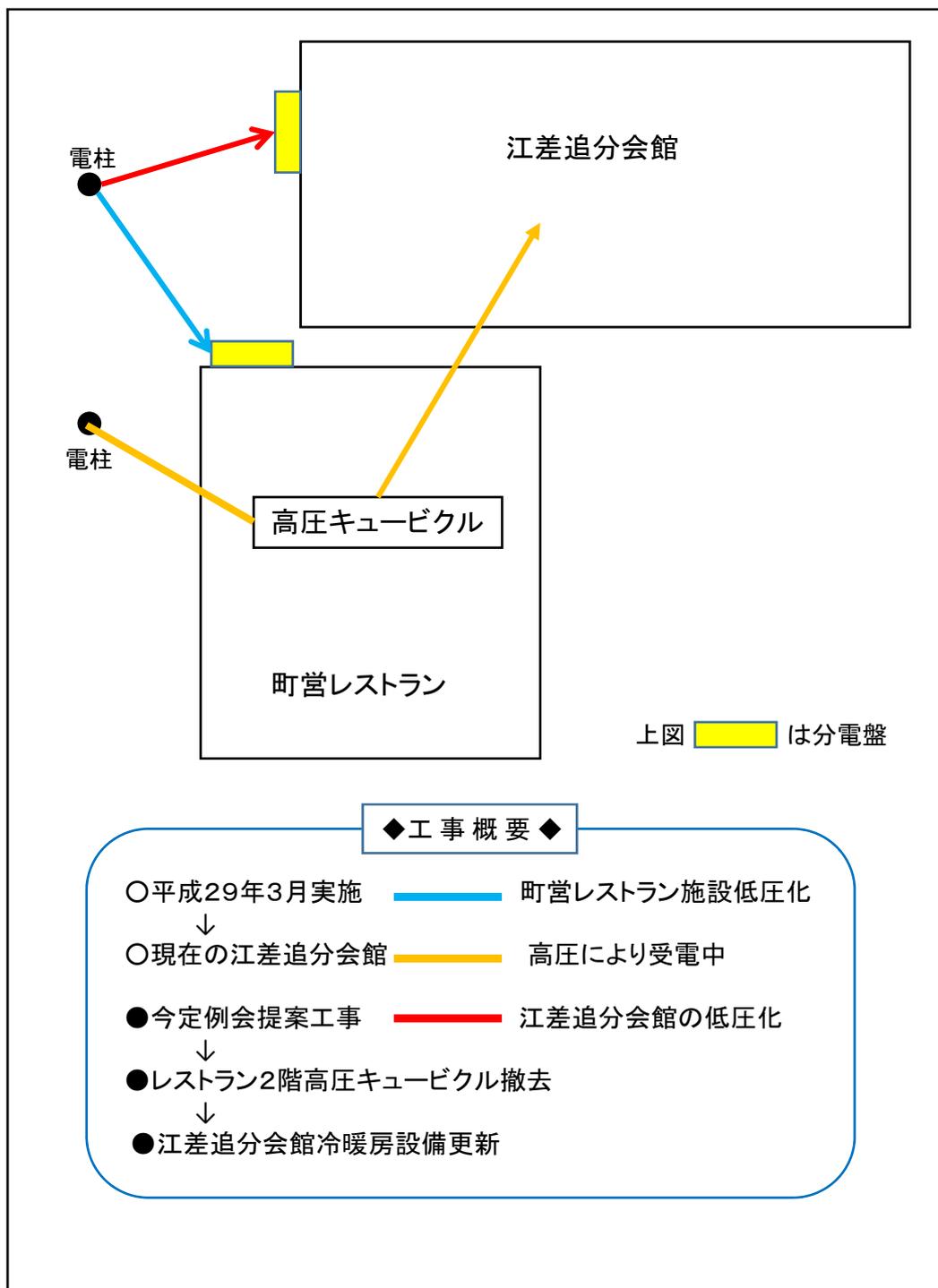
○貸付金に関する要綱を作成

-要綱に記す主な内容-

貸付先／金額／利子（無利子）償還時期（平成30年3月30日期限）

追分会館・山車会館低圧受電切替及び
冷暖房機器整備等の概要

事業費 5,386千円



地方創生拠点整備交付金事業の概要

1 事業名 江差マリンスポーツ交流センター整備事業

2 事業内容

【ハード事業：江差マリンスポーツ交流センター整備】（港湾管理費）
江差港マリナー艇庫をマリンスポーツ等のアクティビティの拠点施設として
リノベーションし、滞在型・着地型観光を推進する。

<総事業費及び交付金額>

○総事業費：54,595千円 ※補正予算

・工事請負費（内部・外壁・屋根改修・仮設工事：47,574千円）

・委託料（設計業務、工事施工監理業務委託：7,021千円）

○交付金申請額：27,297千円（交付率1/2）



【ソフト事業：江差マリンフェスタ開催事業】（保健体育総務費）

江差港マリナーナを活用し、マリンスポーツ等のアクティビティの体験プログラムの普及し、交流人口の拡大を図る。
<総事業費及び交付金額>

○総事業費：5,058千円（交付対象事業費：4,876千円） ※食糧費・廃棄物処理手数料は交付対象外。

・報償費（インストラクター等謝礼：351千円） ※当初予算計上済

・需用費（ライフジャケット一式：150千円、燃料費：50千円、食糧費：32千円） ※当初予算計上済

・役務費（チラシ折込手数料：27千円） ※当初予算計上済

・役務費（廃棄物処理手数料等：153千円） ※補正予算

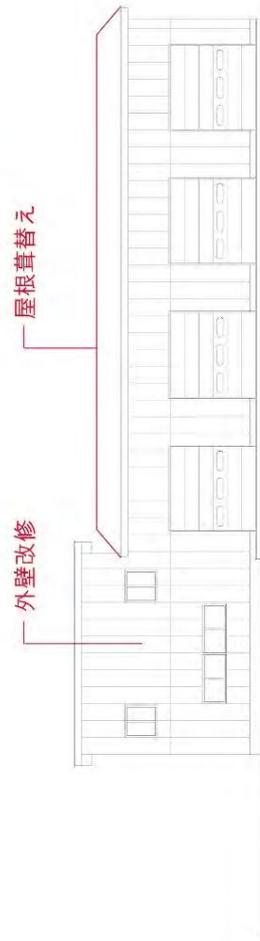
・賃借料（プレジャーボート賃借：40千円） ※当初予算計上済

・備品購入費（救助用ボート：2,615千円、パドルボート：140千円） ※当初予算計上済

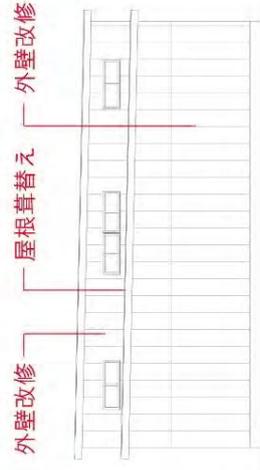
・備品購入費（マリンジェット：1,500千円） ※補正予算

○交付金申請額：2,438千円（交付率1/2）

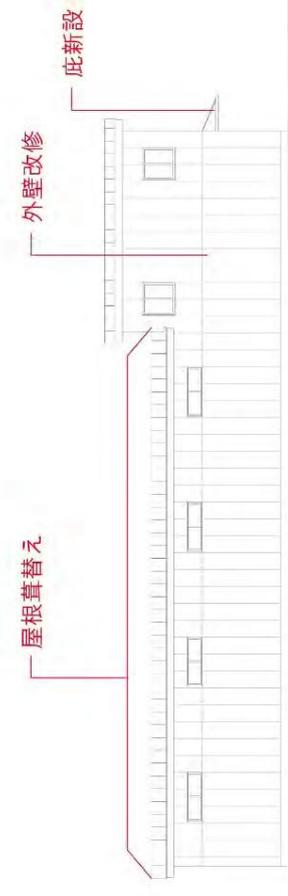
※当初予算では、その他財源（ふるさと応援寄付金）を充当することで計上。
体験観光メニュ－拡充のため事業費を追加（マリンジェット購入等）するとともに国庫補助金として財源更生。



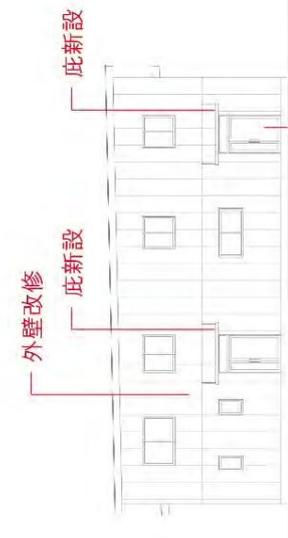
南側立面図



東側立面図



北側立面図



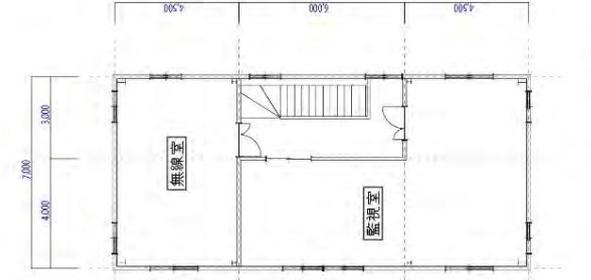
西側立面図

面積表

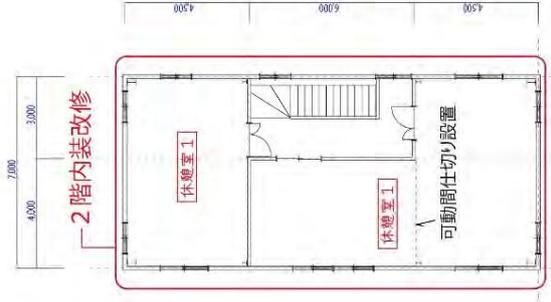
階数	算定式	床面積
2F	15.0 × 7.0 =	105.00㎡
1F	15.0 × 26.0 =	390.00㎡
	計	495.00㎡

(内装改修各室共通)
 ・間仕切壁撤去
 ・床、壁、天井撤去
 ・窓サッシ撤去
 ・各種設備撤去

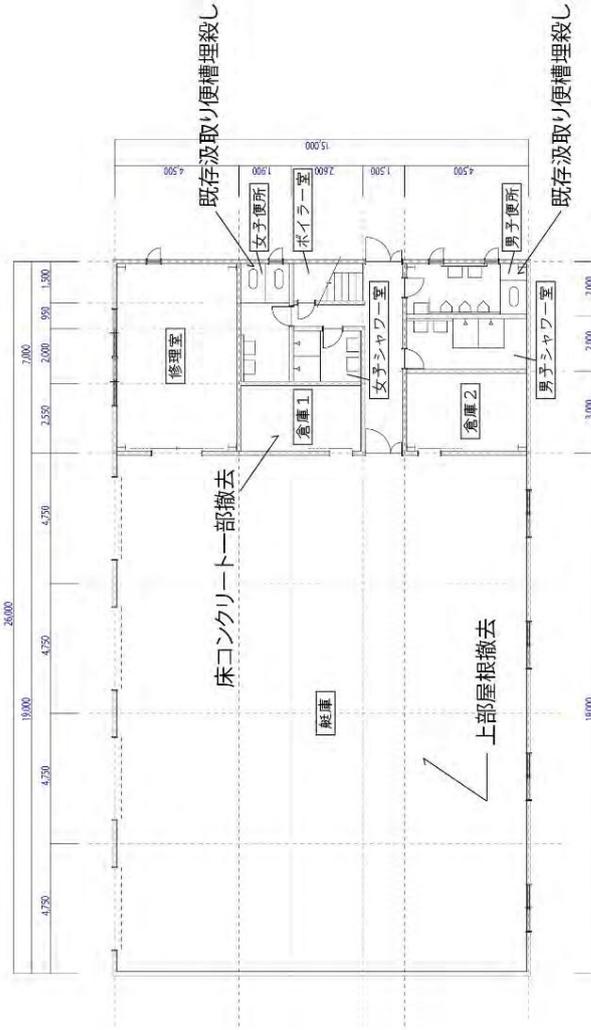
(内装改修各室共通)
 ・間仕切壁改修
 ・床、壁、天井張替え
 ・窓サッシ取替え
 ・照明器具取替え
 ・消防設備/換気設備等設置



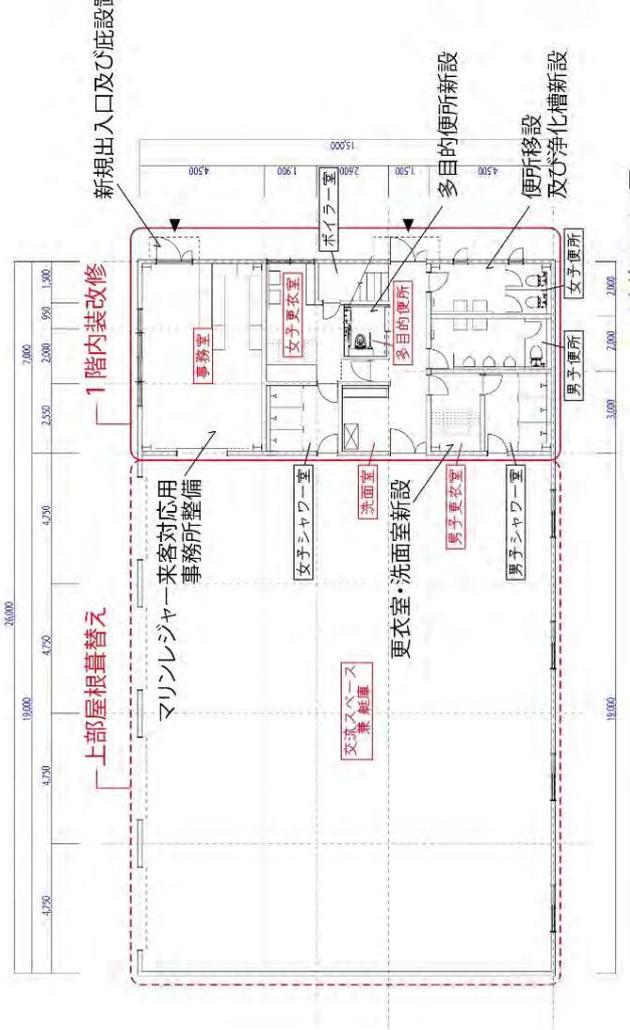
既存2F平面図



改修2F平面図



既存1F平面図



改修1F平面図

平成29年度芸術文化振興基金（民族文化財の保存活用活動）の概要

- 助成団体 独立行政法人 日本芸術文化振興会
 ○助成対象団体 江差町
 ○助成対象経費 1,197千円
 ○助成金決定額 430千円（1/2以内）

【申請内容】

団 体 名	江差町		
ふ り が な	えさしきょうどげいのうでんしょうじぎょう		
活 動 名	江差郷土芸能伝承事業		
活 動	(本活動の企画意図) 町内に残る北海道指定、町指定の9つの民俗芸能が将来に渡って伝承されるよう一般公開による本番の機会を設けると共に、地域住民がふるさとの歴史・文化に触れる機会を設ける。 また、9つの郷土芸能の由来などを記したプログラム兼パンフレットを作成する。		
	(本活動の社会に対する波及効果) ○郷土芸能保存団体における後継者育成並びに継承に対する意識の高揚 ○郷土芸能に関する一般町民の理解を高める		
の	(実施時期)	(実施場所[所在地])	(実施回数)
	平成30年 2月11日	江差町文化会館	1回
目 的 的 及 び 内 容	(実施内容) ◆江差郷土芸能伝承まつり 町内に存在する次の道指定・町指定の無形民俗文化財のうち、郷土芸能が次の9つ存在する。これらの団体の中には、日頃から地域イベントや行事などに出演が多い団体や、地域の祭りなどで細々と継承されているものなど現時点における活殿の状態に濃淡がある。そんな中で日頃から出演が多い団体については保存会会員であっても、若手メンバーが舞台に立つ機会に恵まれない。一方、地域に残る団体は、舞台への出演機会がないことが日頃の練習量低下を招くなど、保存伝承にそれぞれ課題がある。 これらを一堂に集め地域最大のホールで「郷土芸能伝承まつり」と一般公開することで各団体の保存伝承環境を整えるとともに、町内に残る郷土芸能を広く町民に見ていただく機会を作る。 ○道指定 江差追分／江差三下り／五勝手鹿子舞／江差沖揚げ音頭／江差餅搗き囃子 ○町指定 江差鮫踊り／田沢鹿子舞／江差追分踊り／土場鹿子舞 ◆江差郷土芸能伝承に向けたパンフレット作成・・・1,000部 芸能の由来と演目の説明などを紹介するパンフレットは、町民が自らの町の郷土芸能をより身近なものと感じていただくため、あるいは各保存会が町内外で行われる公演において配布することで広く江差の郷土芸能を周知する。		
	地方公共団体による指定等の状況 ○道指定 江差追分（S52.4.13）／江差三下り（S57.6.30）／五勝手鹿子舞（S38.12.24）／江差沖揚げ音頭（S38.12.24）／江差餅搗き囃子（S57.6.30） ○町指定 江差鮫踊り（H3.11.26）／田沢鹿子舞（S48.2.5）／江差追分踊り（H7.6.13）／土場鹿子舞（S48.2.5）		
後援者名	後援：江差町民芸団体連絡協議会		

江差町パークゴルフ場管理棟雨漏り修繕工事の概要



修繕工事内容

- 1階屋根葺替工（下地共） 10 m²
- 1階屋根上外壁サイディング張替 6.6 m²
- サイディング張替箇所塗装 6.6 m²
- 1階屋根上外壁コーキング 40.2m
- 1階既存木部廻りコーキング 一式

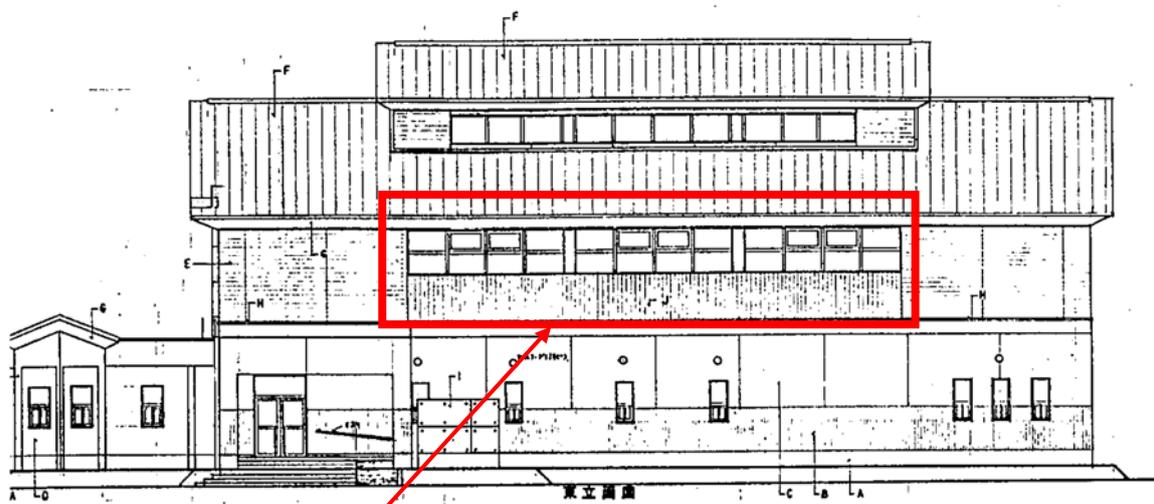
事業費 362 千円



管理棟内部の雨漏りの状況写真

4月18日に発生した暴風雨により、管理棟天井等から雨漏りがあり床面が水浸しとなった。1階屋根の腐食及び外壁目地コーキングの劣化が要因とされる。

朝日町民体育館雨漏り修繕工事の概要



体育館外観図面

修繕工事内容

コーキング撤去 76.4m
 窓廻り変成シリコン 51.6m
 外壁目地変成シリコン 24.8m

事業費 153 千円



体育館内部の雨漏りの状況写真

4月18日に発生した暴風雨により、体育館内部壁から雨漏りがあり、調査の結果、外側窓枠並びに外壁目地のコーキングに劣化が見られた。

檜山管内公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合及び檜山広域行政組合（以下、「関係町」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>第2条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成29年8月1日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合及び檜山広域行政組合（以下、「関係町」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>第2条～第9条（略）</p>

檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

新	旧
<p>(設置) 第1条 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合及び檜山広域行政組合（以下「関係町」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、共同して行政不服審査委員会を設置する。</p> <p>第2条～第9条（略）</p> <p>附 則 この規約は、平成29年8月1日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合及び檜山広域行政組合（以下「関係町」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、共同して行政不服審査委員会を設置する。</p> <p>第2条～第9条（略）</p>

【平成28年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成29年3月1日から平成29年3月31日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
江差町	■懸案事項要望 ○高規格幹線道路「函館・江差自動車」の整備に係る木古内・江差間の早期着手について	国土交通大臣	3月24日 (要望書提出)